

二五一	自家用自動車特例法施行令第六條第二項に規定する輸入税の軽減の申請
二五二	自家用自動車特例法施行令第八條の規定による書類の提出
二五三	自家用自動車特例法施行令第九條の規定による書類の提出
二五四	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)以下「コンテナ特例法」という。第四條の規定による期間延長又は用途外使用の承認の申請
二五五	コンテナ特例法第五條第二項において準用する関税定率法第十三條第七項ただし書の規定による亡失の届出、滅却の承認の申請又は同項ただし書の規定による関税の軽減の申請
二五六	コンテナ特例法第八條第三項の規定による届出
二五七	コンテナ特例法第十一條第一項の規定による認可の申請
二五八	コンテナ特例法第十二條第一項の規定による届出
二五九	コンテナ特例法第十三條第一項の規定による届出
二六〇	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年政令第二百五十七号)以下「コンテナ特例法施行令」という。第四條の規定による届出
二六一	コンテナ特例法施行令第十一條の規定による書面の提出
二六二	コンテナ特例法施行令第十二條第一項の規定による確認の申請
二六三	コンテナ特例法施行令第十三條第四項の規定による証紙のはり付けに係る報告
二六四	コンテナ特例法施行令第十九條第三項の規定による報告
二六五	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第七十号)以下「ATA条約特例法」という。第四條ただし書の規定による期間延長の承認の申請
二六六	ATA条約特例法第五條第一項の規定による認可の申請
二六七	ATA条約特例法第五條第五項の規定による届出
二六八	ATA条約特例法第五條第七項の規定による届出
二六九	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百十七号)第五條の規定による届出
二七〇	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第六條第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告 イ 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第四十七條 ロ 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三十條の三 ハ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十八條 ニ 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第十一條及び地方道路税法(昭和三十年法律第四号)第七條第一項 ホ 石油力又税法(昭和四十年法律第五十六号)第十七條 ヘ 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十四條 ニ 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第十一條及び地方道路税法(昭和三十年法律第四号)第七條第一項 ハ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十八條 ニ 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第十一條及び地方道路税法(昭和三十年法律第四号)第七條第一項 ホ 石油力又税法(昭和四十年法律第五十六号)第十七條 ヘ 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十四條
二七一	関税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十三條の規定による更正の請求(税関長に対するものに限る。)
二七二	関税通則法第五十一條第二項の規定による承認の申請(税関長に対するものに限る。)
二七三	関税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第十八條第一項の規定による書面の提出(税関長に対するものに限る。)
二七四	関税通則法施行令第二十三條第二項の規定による書面の提出(過誤納金に係るものに限る。)

1 附則
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、改正規定中別表第一〇三号に掲げる申請等に係る部分は、公布の日から施行する。

2	たばこ特別税に関する省令(平成十年大蔵省令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。本則の表に次のように加える。	別表第二七〇号 第十八条	税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号)
	○厚生労働省令第四十一号 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第五條の二第二項の規定に基づき、介護保険の事務費交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。 平成十五年三月二十四日 厚生労働大臣 坂口 力		
	○厚生労働省令第四十二号 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第一項及び第二項、第二十七條第八項(同法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する場合を含む。並びに同法第三十二條第四項(同法第三十三條第四項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。 平成十五年三月二十四日 厚生労働大臣 坂口 力		
	○厚生労働省令第四十三号 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七條の十六、知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第十五條の十六及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十六の規定に基づき、支援費の請求に関する省令を次のように定める。 平成十五年三月二十四日 厚生労働大臣 坂口 力		
	附則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 この省令による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に定める基準に基づき介護保険法第二十七條第八項前段(同法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する場合を含む。))及び第三十二條第四項前段(同法第三十三條第四項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。))に規定する介護認定審査会による審査及び判定を行うことが困難であると認められる特別の事情がある場合における当該審査及び判定については、平成十五年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。		